

学校図書館における貸出記録の取り扱いに関する調査

ー全国(抽出)アンケート調査に基づく「貸出五条件の5」の再検討ー

沖縄県・山口真也(沖縄国際大学)

1. 調査の目的

学校図書館問題研究会は、1988年に「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」を発表し、1990年にその逐条解説をまとめている。その間、五条件の理念を実践するために様々な取り組みがなされてきたと思われるが、五条件の中の「5. 返却後、個人の記録が残らない」という指針(以下、五条件の5)については、未だに「取り組みが鈍い」という指摘も少なくない。五条件が成立して既に20年が経過していることを考えれば、このあたりで一度、その実践状況を明らかにし、実際に取り組みが鈍いとすれば、その理由を改めて検証する必要があるのではないだろうか。

筆者は以上の問題意識の下で、学図研兵庫支部会員を中心として結成された「貸出方式研究グループ」に参加し、アンケート調査の計画、実施に関わることとなった。本稿では、その調査結果をもとに、五条件の5の実践状況を明らかにし、その問題点を整理してみたい。

2. 調査の方法

今回のアンケート調査は、近畿地方を中心として、学図研全国委員の呼びかけの下で、協力の申し出のあった地域を加えて実施することとした。小中学校については全国委員からの情報をもとに、司書配置地域として尼崎市、豊中市、羽曳野市、箕面市、岡山市、倉敷市を選出し、高校については、大阪府、岡山県、神奈川県、京都府、埼玉県、長野県、兵庫県、三重県、和歌山県の9地域を対象とした。対象校の選定に

おいては、公立学校の内、普通科設置校を抽出し、さらに協力の申し出のあった私立学校と養護学校を追加した。

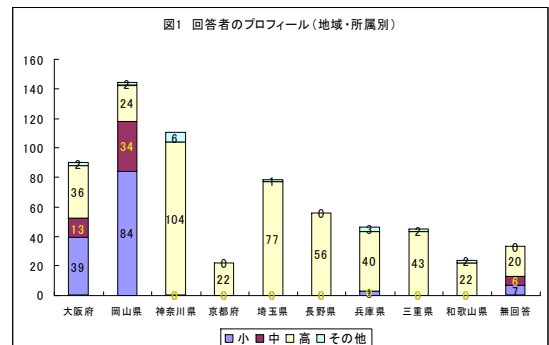
アンケート用紙の発送は2007年4月中旬から開始し、2007年6月15日(神奈川のみ22日)を締め切りとし、6月30日到着分までを対象として集計を行った。発送総数は1,241、回答数は648、回収率は52.2%となった。ご協力頂いた皆様にこの場を借りてお礼申し上げたい。

3. 調査の結果

3.1 回答者の基本データ

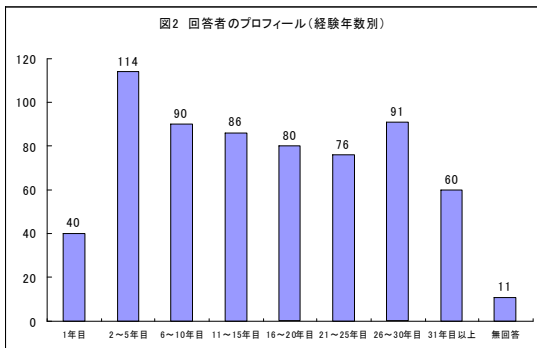
はじめに、回答者のプロフィールを簡単にまとめてみよう。

まず、勤務学校についてみると、小学校133、中学校53、高校444、その他18(中等教育学校1、併設校15、養護学校2)となっており、所属地域は岡山県と神奈川県が多い。回答者の職種については、学校図書館事務職員(学校司書)が96.8%、専任司書教諭は0.8%であり、事務職員という身分で働いている図書館員が多いことが分かる。資格取得状況については、司書資格所持者が90.1%を占め、取得資格の組み合



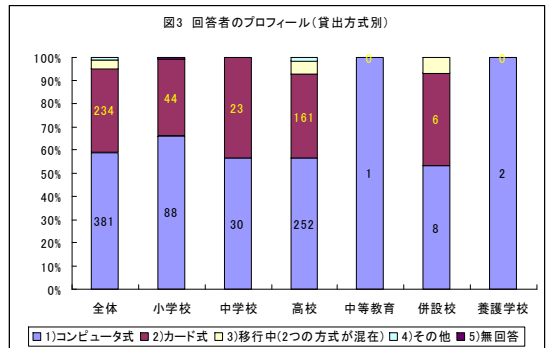
わせを見ると、「司書・司書補資格のみ」が53.2%と過半数となっているものの、司書資格以外に教員免許や司書教諭資格を併せ持つ人物も239名(36.9%)おり、職種に関わらず、教員の資質を備えた人物も少なくないことが分かる。一方で、図書館に関する資格を全く所持していない人物(教員免許のみの者、無回答者)は37名(5.7%)と少なく、回答者の大半は図書館学を学んだ経験を持つ人物となっている。

次に学校図書館での勤務経験年数をみると、「2年目～5年目」がやや高く(17.6%)、その他のグループは13%前後となっている。平均経験年数は15.8年となっており、五条件成立後に採用された人物が多いことが分かる。



学図研入会状況についてみると、入会者は全体の21.5%となっている。「以前は会員」(18人)を含めても24%程度であり、今回のアンケートには非会員も多く参加していることが見てくる。なお、学図研の会員数は現在約660名であり、会員の約2割が本アンケートに回答したことになる。

最後に、貸出方式についてみると、「コンピュータ式」が約6割、「カード式」が約3割となっており、その主流がコンピュータ式に移ってきていることも見えてくる。「コンピュータ式へ移行中」という回答もあり(3.9%)、コンピュータ化の波は学校図書館にも確実に押し寄せていることが明らかになるだろう。

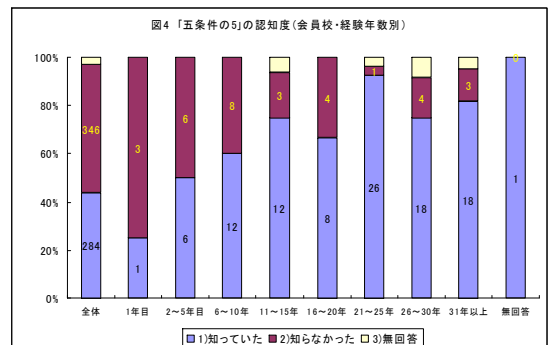


3.2 「貸出五条件の5」の認知度

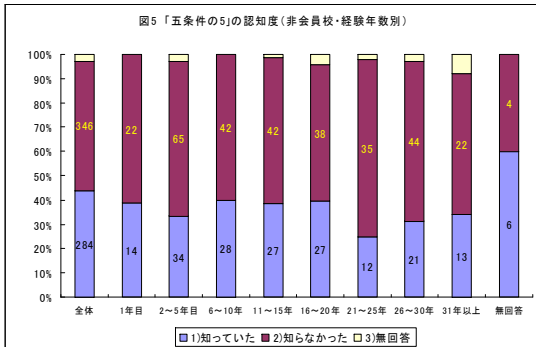
次に、五条件の5(返却後、個人の記録が残らない)の実践状況についてみてみよう。

まず、五条件の5の認知度について集計すると、「知っていた」という回答が43.8%に達していることが明らかとなる。「知らなかった」という回答も過半数に達してはいるが、学図研非会員の比率が回答者の8割を占めていたことを考えれば、その認知度は予想以上に高いと評価して良いだろう。

次に、この結果を入会状況別に集計してみると、その認知度は、会員73.4%、非会員35.8%という結果となっている。会員の認知度が高いことは当然であるが、会員の内23.0%が「知らなかった」と回答していることには注意が必要であろう。さらにこの結果を、経験年数とクロスしてみると、会員では、年数が短い人物の認知度が最も低く、年数とともに認知度が高まっていく傾向も確認できる。

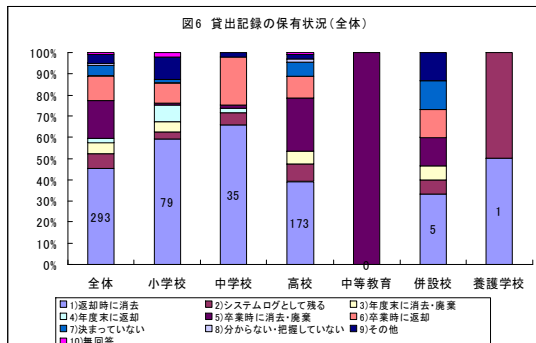


それに対して、非会員では、年数と認知度の間に強い相関性はなく、30～40%で推移している。高い認知度を示した21～30年目の会員は、五条件が制定された当時、議論に関わっていた可能性が高い。会員であっても、当時を知る世代と、知らない世代との間にギャップが生じ始めているとも言えるだろう。



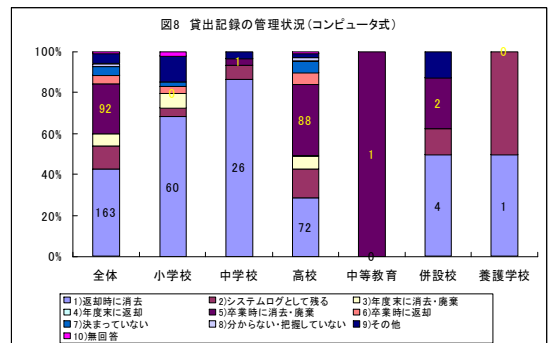
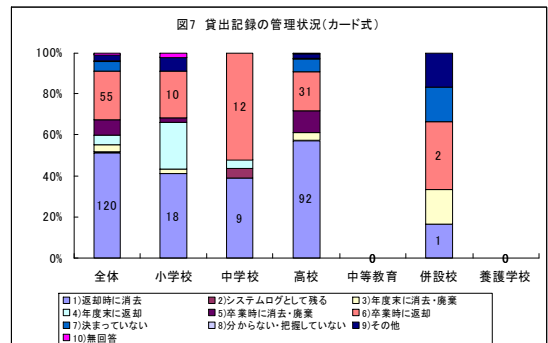
3.3 貸出五条件の5の実践状況

では、「返却後、個人の記録が残らない」というルールは現場においてどの程度実践されているのだろうか。まず全体の結果をみると、「返却時に完全に消去している」と回答した人物は45.2%となっている。一方で、過半数(52.6%、「無回答」「分からない・把握していない」を除いて集計)は返却後も記録を保有しており、「卒業まで保有」という回答が最も高い比率になっていることが分かる(29.2%)。この結果を、学校別にみると、「返却時に完全に消去」という回答は、中学校66.0%、小学校59.4%となっ



ているのに対して、高校については39.0%と過半数を下回っており、高校での取り組みが鈍くなっていることが明らかとなる。

この結果を貸出方式別にクロスしてみると、小中学校ではコンピュータ式で「返却時に完全に消去」という回答が増加し、カード式では反対に減少する傾向を確認できる。一方、高校では、コンピュータ式で「保有している」、カード式で「返却時に完全に消去」という回答が多くなっている。このことは、小中学校での実践がコンピュータ式への移行を契機に進められたことに対して、高校ではカード式の時代を中心に進められたことを意味していると考えられる。コンピュータ式の導入が最近のことであることを考えれば、高校での取り組みが停滞していることも見えてくるだろう。



以上の結果を入会状況別にみると、結果に大きな差はなく、むしろ非会員の方が「返却時に消去」という回答が多いことに気づく(45.8%>43.2)。ただし、異動が多い学校図書

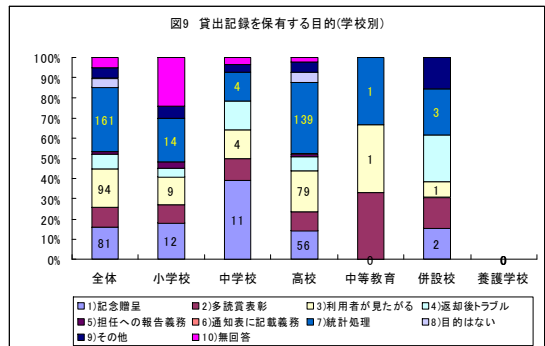
館では前任者のやり方を引き継がざるを得ない状況もある。調査時期が年度初めであったことを考えれば、必ずしも会員の取り組みが鈍いとは言い切れないだろう。

3.4 返却後の用途・保有目的

アンケートでは、貸出記録を「返却後も保有している」「把握していない」を含む、「システムログを除く」と回答した303名に対して、返却後、貸出記録をどのような用途で活用しているのかを確認している。図9から分かるように最多回答は「統計処理」であり、全体の53.1%がこの項目を選択している。統計処理は通常、個人別ではなく、クラス別、学年別、男女別に行われるものであり、本来は個人の記録を残す用途にはならないが、コンピュータ式の高校においてその比率が特に高まっていること(69.2%)をあわせて考えれば、システム設計上の不備から、個人単位で記録を残さなければならぬ状況が見えてくるだろう。

その他の用途をみると、「貸出履歴を見たがる」31.0%、「記念品として贈呈」26.7%、「多読賞・優良読者の表彰」16.5%、「返却後のトラブル対応」12.5%、「目的はない」6.6%、「読書指導資料として、担任への報告義務がある」2.3%という順序となっており、「通知表に貸出冊数の記載欄がある」は選択なしという結果となっている。用途の多くは、子どもの読書活動を図書館が支援することを目的とするものであり、クラス担任等による指導資料として貸出記録を活用するという回答は少ない。筆者が2004～2006年に実施した沖縄県のインタビュー調査では、担任への貸出冊数報告や通知表への冊数記載が多くの小中学校で行われていることが確認されたが、調査対象地域では、教育指導の資料として貸出記録が利用

される習慣はほとんどないようである。



3.5 図書館サービスにおける用途

以上の質問に続いて、アンケートでは「日常業務で、図書館職員自身が個人の貸出記録をチェックすることはあるか?」という質問を行っている。設問が複雑であったため、無回答が多くなってしまったものの、18.8%が経験が「ある」と回答していることが分かる。

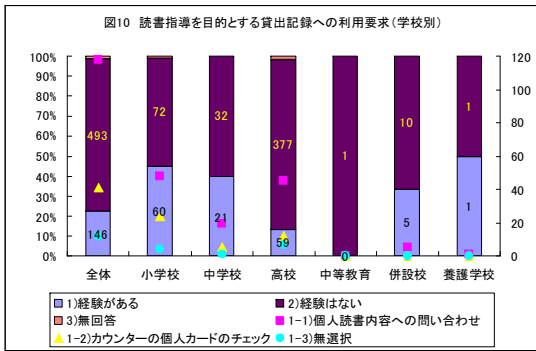
その用途としては、「読書相談資料として活用する」が52.6%と最も多く、「貸出状況の把握」17.5%、「選書の判断基準」14.0%、「返却後のトラブル」14.0%、「子どもの内面を把握するため」1.8%がそれに続いている。

貸出記録をクラス担任へと手渡すケースは少ないが、一方で図書館員自身が教育的な意図で貸出記録を利用することは一部の学校で行われている。図書館サービスの中で個人の貸出記録を活用するというケースが少なからず存在することは注目すべき状況であろう。

3.6 貸出記録の返却時消去の是非

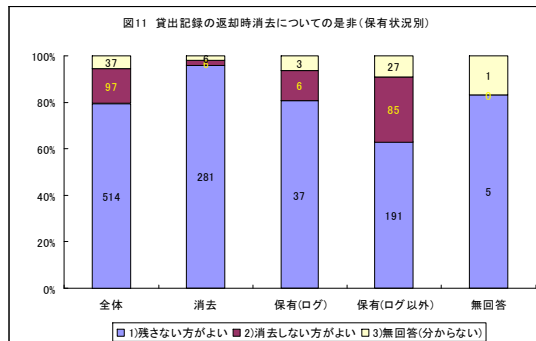
3.4 から分かるように、現在のところ、貸出記録の保有目的として、「担任への報告」や「通知表への冊数記載」といった用途を挙げる人物は少ない(7名)。しかし、貸出記録を図書館内で保有し続ける限り、教員から、読書指導や生活指導を目的として貸出記録を見せて欲しい

と求められる可能性は常につきまとうことになる。アンケート調査では、読書指導を目的としてクラス担任等の教員から求められた経験の有無についても確認しているが、「経験がある」という回答は全体で22.5%と、全ての学校において頻繁に起こる問題ではないものの、小学校では45.1%が「ある」と回答しており、決して起こりえない問題ではないことも明らかになっている。



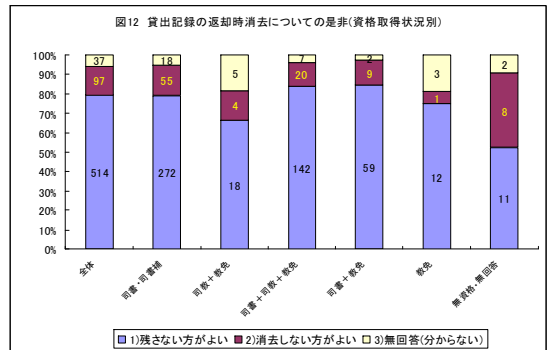
貸出記録には、確かに子どもの読書活動の支援や、図書館員による読書相談の資料になる等の用途はあるものの、教員からの求めがあればそれを断ることが難しいことも事実であろう。そうした問題を抱えてまでも、貸出記録は保有し続けるべきなのだろうか。

図11は、望ましい貸出記録の管理期間について確認した結果である。図から分かるように、「残さない方がよい」は79.3%に上っており、「消去しない方がよい」を大きく上回っている。現在の貸出記録の保有状況別にみても



大差はなく、5条件の5の理念は広く受け入れられる下地があることが分かるだろう。

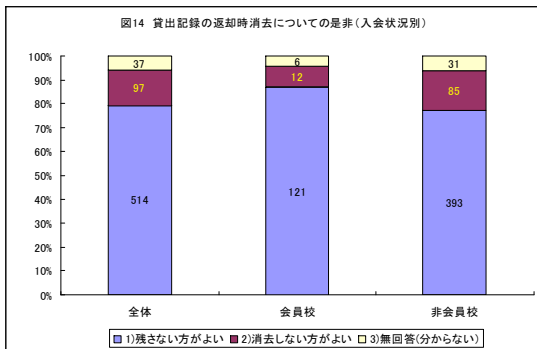
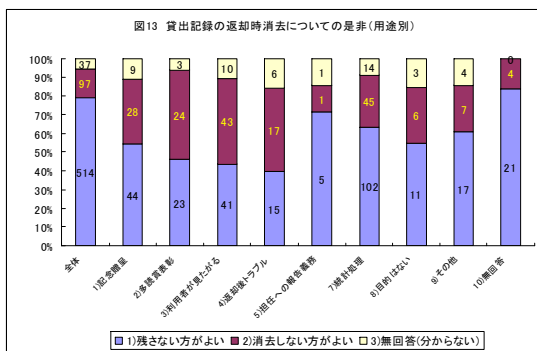
なお、アンケートを行う前は、教育者としての意識が強い人物ほど、この質問に反対意見を持つと予測していたが、図12のように、司書・司書補資格のみ取得者と教員免許状取得者の間には大きな差はなく、むしろ司書資格+教員免許状取得者が84.3%と最も高い比率を示すという結果となっている。また、教員免許状のみ取得者についても、賛成が75.0%となっており、他のグループと比較して著しく低くなっているわけではない。教育学を学んだからといって、必ずしも、五条件の5の理念に拒否感を覚えるわけではないようである。



とはいえ、回答の中にも否定的な意見が全く存在しなかったわけではない(15.0%)。まず、3.4でみた返却後の貸出記録の用途とクロスしてみると、「多読賞表彰」「利用者が見たがる」「返却トラブル」の選択者については、他の用途の選択者とは異なり、「消去しない方がよい」の比率が「残さない方がよい」よりも高くなっていることが分かる。返却後も貸出記録が残り、それを活用することに慣れ親しんだ状態を変えることに抵抗を感じる人物も一部に存在するようである。

また、この結果を学図研入会状況別にみると、会員の方が「返却時消去」を選択する比率が高まることは当然であるが(87.1%

>77.2%)、学図研会員であっても全員が「残さない方がよい」とは答えていないことには注意が必要であろう(12人は否定意見)。自由記述には、「本人が見たがるのに消すのはおかしい」「(図書館員による)読書相談資料に活用したい」「子どもの読書に責任を持つべき」「プライバシー保護は学校職員全体で考えればよい」等の意見が書き込まれている。会員であるからと言って必ずしも共通理解が得られているわけではなく、五条件の5については様々な意見があることが分かるだろう。



4. 問題点の分析

4.1 「教育的利用」に対する説明が不十分

最後に、以上の調査結果から見えてくる貸出五条件の疑問点、問題点を分析してみよう。

調査結果によると、コンピュータ式の高校において、五条件の5の実践が停滞している状況を確認できる。筆者が現在実施している別のインタビュー調査でも、カード式の頃はブ

ラウン式であった学校が、コンピュータ式になると記録が残るシステムになることが多いことも確認されている。ではなぜカード式の時代には気になったことがコンピュータになると気にならなくなってしまののだろうか。筆者は、その背景に、貸出記録を返却後、学校図書館内に残してはならない理由が、記録の漏洩を防ぐことだけにあるとする誤解があるのではないかと考えている。

1990年に発表された五条件の逐条解説を読むと、図書館が貸出記録を集める理由は「利用者管理」のためでなく、「資料管理」のためであること、さらに、「教育の名の下に、プライバシーを侵害」してはならないことが明記されている。こうした文章が明記されているということは、当然、五条件の5の根底には、貸出記録が読書指導や生活指導など、教育指導の資料として活用されることを防ぐという目的があったと考えられるのだが、逐条解説の中では、具体的に「教育指導を目的として使ってはならない」と書かれているわけではない。そのため、記録を残してはならない理由の1つが曖昧になっている印象を受けるのである。

こうした説明のままでは、コンピュータ式に変わった際に、「漏洩問題は解決したし、システム変更にはお金がかかるから、貸出記録が残っていても大丈夫だろう」という考えに陥ってしまうことも十分に予測できる。とすれば、解釈にずれが生じないように、現在の「利用者管理」という表現を「子どもの管理」に変更してその意味をよりクリアにし、さらに、「貸出記録は教育指導とは切り離すべきである」とはっきりと伝わるような文章を加えるべきではないだろうか。

なお、この問題については、教育指導の主が図書館員であればどうするか、という疑問も

残されている。3.5 でみたように、図書館員が貸出記録を使って読書案内等を行うことは悪いことではないとする解釈も一部に存在する。そして、そうした特権的な解釈が認められるのかという点についても、逐条解説ははっきりとは答えていないように思われる。図書館員であっても、貸出記録は活用してはならないのか、改めて検討し、その答えを解説に明記する必要があるだろう。

4.2 「個人の記録」の定義が曖昧

3.2 で述べたように、貸出記録を返却時に完全に消去している学校図書館は全体の 45.2% に上っている。ただし、集計結果を細かくみると、五条件が言う「返却後、個人の記録が残らない」という条項の「個人の記録」の解釈によって、その回答が変わってくることも明らかとなっている。

例えば、ある市の小中学校では、「返却時に完全に消去」という回答が多い一方で、「残っている」という回答も少数存在している。当初は、学校ごとに導入システムが異なっているのかと考えていたのだが、「残っている」という回答の一部には、「書名は消えるけど、個人別の冊数は残る」という注意書きがなされていることが多く、どうやら、タイトル情報は返却時に消去しているものの、個人別の貸出冊数については、子どもの読書活動の支援を目的として(冊数の増加を読書活動の励みにするために)返却後も残されていること、さらに言えば、そうした状態は五条件の5の理念には反しないと考える学校図書館員が存在することが明らかとなったのである¹。

冊数情報という部分に注目して改めて五条件と逐条解説を読むと、確かに、「誰が何を借りたのか、読んだのか」は人に知られてはなら

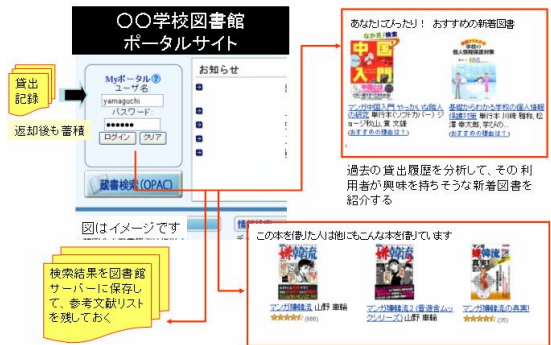
ないと書かれているものの、「何冊借りたのか」という情報をどのように管理するかについては何も書かれていないことに気づく。

「個人の記録」をどのように定義するのか、冊数は含まれるのか、この問題についてももしっかり議論し、読み手によって解釈に違いが生じないように、明記するべきだろう。

4.3 本人同意に基づく貸出記録の活用のは非が検討されていない

近年の図書館システム研究分野では、個人貸出履歴を保有し、利用者サービスに活かしていこうという動きが現れている。例えば、「あなたは過去にこの本を借りたから、この本もきっと気に入りますよ」といった紹介サービスや OPAC の詳細画面にて、「この本を借りた利用者は、他にもこんな本を借りています」といった情報を掲載するサービス、さらによく使う検索式や帯出資料の情報を図書館サーバーに保存しておく機能も提案されている(図 14 参照)。

図14 システムのイメージ(筆者作成)



こうしたサービスを提供できるということは、当然、図書館の中に、個人の貸出記録が履歴として残されるということである。カード式の頃は、「記録を残すこと」は「他人に見られてしまうこと」、または「目的外に利用される可能性が高まること」を意味していたが、コン

ピュータ式ではひとまず他人の目に触れずに貸出記録を残すことができないわけではない。もちろん、プライバシー、個人情報というものはその存在する限り、漏洩や目的外利用の危険性を解消することは不可能なのだが、暗号化によって漏洩した場合でも解読できないシステムを作ることはできるし、その技術が100%ではないとしても、①企業や病院等と同じレベルの安全管理を行い、②目的外利用を禁止するセキュリティポリシーを作成しているのであればⁱⁱ、記録が残ることをタブー視する必要はないという意見も現れているのである。最近では、こうした機能を持つシステムを導入している大学図書館が現れ始めておりⁱⁱⁱ、学校図書館向けのシステムの開発も検討されている^{iv}。遠くない将来、全国の学校図書館もまたそうした動きに否応無しに巻き込まれていくことが予測されるのである。

これまで筆者はこの問題に対して、全国的に、専任・正規・専門の職員の配置が進んでいない学校図書館では、教育的な用途で貸出記録を求められた場合に、立場の違いや雇用身分の不安定さを理由として、その要求を断ることができない状況が現実存在する限りは、貸出記録を貸出期間を越えて保有し、サービスに活用することは「時期尚早」とであると主張してきた。その考えは今も変わらないのだが、4.2で紹介したように、今回のアンケート調査では、小中学校の一部で貸出冊数を保有する学校図書館が存在することが明らかとなっている。そして、その回答者の多くは、教員への定期的な報告や通知表への記載等は行っていないと回答しており、保有目的はあくまでも本人の読書活動の支援に限定されていることが見えてくる。このことはつまり貸出記録(冊数)を残しても、それを教育的に利用しない(さ

せない)という環境は現時点でも整備できると考える人物が存在するということであろう。こうした考えが冊数情報だけでなくタイトル情報の保有にも当てはまるとすれば、筆者の「時期尚早」という反論だけでは十分な根拠にはならないようにも思われるのである。

また、近年のシステム研究では、教員や周囲の友人たちに知られたくない(プライバシー)と感じるような情報は個人の権限で消去するという提案がなされている点にも注意が必要だろう。仮に教育目的での利用要求を拒否できない状況があるとしても、こうしたシステムを実現できるのであれば、プライバシーと読書の自由は守られると評価することも不可能ではない。サービスを選択制にして、図14のようなサービスを受けたい利用者のみ貸出記録を残すという方法も考えられるだろう。

個人情報保護の理念には「自己情報のコントロール権を認める」という考えがあるが、仮に貸出記録を残して、新刊紹介などのサービスを受けたいと希望する利用者がいるのであれば、図書館側が利用者の意に反して全てを消去してしまうことにも問題があるように思われる。3.5で述べたように、貸出記録の返却時消去という理念に対しては、「本人が見たがるのに消すのはおかしい」という回答も寄せられている。こうした意見は、1980年代の学図研全国大会において、五条件が検討された頃から存在していたが、改めて考えてみると、重要な問題提起が含まれているのではないかと。

いずれにせよ、カード式が中心の時代に作られた貸出五条件が、こうした問題を想定していなかったことは事実である。技術の進展が突きつけた新しい課題について、貸出五条件はどのように答えるのか、広い視点からしっかりと検討する必要があるだろう。

5. 今後の課題

以上、本稿では、貸出五条件の 5 の実践状況とその疑問点、問題点を分析してきた。繰り返せば、「返却後、個人の記録が残らない」という考えについては、多くの図書館員が理解を示しており、その理念が受け入れられる可能性は高い。ただし、検討すべき課題は少なくない。2 月の学図研研究集会では、再び貸出五条件の見直しが議論される。本稿で取り上げた疑問について議論が深まることを期待したい。

今回の調査では、質問項目の不備もあり、正確な実態把握ができなかった点も多い。また、小中学校の調査対象が岡山と大阪に限定されており、全国的な状況を見出すことは難しいという批判もあるだろう。アンケートの回答を得られなかった学校の状況も気になる。調査方法を見直すとともに、対象地域を広げ、今後も調査を続けて行きたいと考えている。

なお、本稿はアンケート調査の結果報告を目的とするものであったが、スペースの都合により、その全て掲載することはできなかった。詳細については筆者の Web サイトⁱにおいて一部公開を始めており、3 月下旬までに全ての報告を終える予定である。本稿と併せてご覧頂ければ幸いである。(2007 年 12 月 15 日)

ⁱ 集計時には他の記述から判断し、冊数情報のみを保有していると思われる回答は「その他」に変更。

ⁱⁱ 公立学校であれば個人情報取扱事務登録制度によって目的外利用を禁止することも可能。

ⁱⁱⁱ サービス内容の詳細は不明だが、NTT データ九州が作る図書館システム「NALIS」(My Library 機能を搭載)の導入実績は大学図書館で 50 館となっている。(http://www.livesolutions.info/nalis/intro/index.html, 2007 年 12 月 8 日確認)

^{iv} 「IPA: 2007 年度第 I 期「未踏ユース」にて「本の向こうに誰かが見える—利用者の“つながり”を創る、次世代図書館情報システム」が採択されている(詳しくは <http://www.shizuku.ac> 参照)。

^v <http://www.okiu.ac.jp/sogobunka/nihonbunka/syamaguchi/yamaguchishinya.html>